(b)　割引相互間の適用関係

特定更新等工事に伴う料金調整に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、障害者割引、ＥＴＣ路線バス割引及び事業者向け大口・多頻度割引とし、割引相互間の重複適用の有無及び順序は次のとおりとする。

ａ）重複適用の有無

○…重複適用あり
×…重複適用なし

	特定更新	上限料金	障割	路線バス	大口・多頻度
上限料金	○				
障割	○	○			
路線バス	○	○	×		
大口・多頻度	○	○	×	×	

(注)　「特定更新」は特定更新等工事に伴う料金調整、「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「障割」は障害者割引、「路線バス」はＥＴＣ路線バス割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

ｂ）重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	特定更新等工事に伴う料金調整
2	上限料金の引下げに係る割引
3	障害者割引又はＥＴＣ路線バス割引
4	事業者向け大口・多頻度割引

ｃ　割引を実施する期間

平成29年10月25日から平成29年10月27日までの間

ｄ　指定出入口

途中流出出口	再流入入口
兵庫県道高速神戸西宮線　芦屋	兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜
兵庫県道高速大阪西宮線　尼崎東	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広 （神戸方面へ進行する入口）
兵庫県道高速大阪西宮線　武庫川	兵庫県道高速湾岸線　甲子園浜
兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜	兵庫県道高速神戸西宮線　芦屋
兵庫県道高速湾岸線　甲子園浜	兵庫県道高速大阪西宮線　武庫川

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　小林　正明
　登録番号　18118
　事 務 所　東京都千代田区神田紺屋町29－1－701　第２栄ビル
　知新法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年10月12日

平成29年10月23日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成29年11月７日　　滋賀県教育委員会

１．免許状の種類、授与番号、授与年月日、授与権者、本籍地、氏名及び生年月日
(1)　高等学校教諭一種免許状（公民）、平19高一第3231号、平成20年３月31日、大阪府教育委員会、滋賀県、横江勇治、昭和61年２月19日
(2)　高等学校教諭一種免許状（商業）、平19高一第3232号、平成20年３月31日、大阪府教育委員会、滋賀県、横江勇治、昭和61年２月19日
２．失効年月日　平成29年９月15日
３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年十月四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日
札幌市白石区川北一条二丁目五番二八号
三立企画設計有限会社
清算人　松田　　彰

解散公告

当社は、平成二十九年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日
宮城県名取市増田五丁目一番一〇号
有限会社半沢通信システム
清算人　半澤　悟平

解散公告

当社は、平成二十九年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日
山形県最上郡最上町大字富沢一一六三番地
有限会社最上製作所
清算人　奥山　正道

解散公告

当社は、平成二十九年九月二十九日開催の株主総会の決議により平成二十九年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日
茨城県取手市宮和田一〇一一番地三〇
越智建設株式会社
代表清算人　越智　弘孝

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日
栃木県日光市柄倉字沼ノ台七九番四〇
鬼怒川観光企業株式会社
代表清算人　大勝　慶基